**●南海トラフ地震対策**

【情報収集・広報について】

(1) テレビ、ラジオ、防災行政無線等を通じ最新の情報収集を行う。

(2) 従業員、顧客等に対して、津波到達までの時間等の情報を明確に

伝達広報する等、パニックの防止に配慮する。

(3) 従業員、顧客等に伝えるべき内容は、次のとおりとする。

ア 地震の規模等及び津波に関する情報

イ 避難場所及び避難方法

　ウ 建物施設等の被害状況

【避難について】

(1) 鳴尾御影線以北への避難を行う。

(2) 津波が到達するまでに鳴尾御影線以北への避難が困難な場合は、近隣の津波避難ビルへの避難を行う

【火災予防措置について】

(1) 地震が発生した時は、直ちに作業及び火気使用器具設備の使用を

中止する。

(2) 避難退出の際は、ガスの元栓、電気ブレーカーの停止を行う。

(3) 建物内へ浸水した場合の対策（感電防止等）を実施する。

(4) 危険物等の漏洩防止対策を行う。

【防災訓練について】

南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。